

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成27年7月3日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（五十音順）

（委員）

石原栄一委員，梅枝紀子委員，小沢正明委員，片野清明委員，小林敬子委員，
島田尚登委員，関口雅弘委員，角田淑江委員，永井薫委員，松井正太郎委員，
若木香織委員（以上11人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 勝田和彦首席家庭裁判所調査官
同 明珍美樹生次席家庭裁判所調査官
同 中里茂次席家庭裁判所調査官
同 長谷川哲也総務課長

（事務担当者）

舟木進首席書記官，井手本明次席書記官，木村陽介事務局長，
長郷文香事務局次長，坪井隆人総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

（委員長）以上，家庭裁判所調査官の仕事の内容，採用試験の現状について御説明差し上げました。何か御質問や御意見はございますか。

（委員） プレゼンの最後に出てきたゆるキャラは全国の家庭裁判所のキャラクターとして利用されているんですか。何という名前なんですか。い

頃から使われているのですか。

(委員長) 全国共通です。「かーくん」といいます。10年位前だと思います。

(委員) 調査官の仕事というのは、基本的に単独で担うものなんですか、それともチームで連携してやるのですか。

(説明者) 事件ごとに主担当はおりますが、主任調査官の傘下に複数の調査官がおりまして、そのチームで事件に当たることもあります。事件の種類や重大性によって分けますが、家事事件の場合は基本的には1人でやるケースが結構多いです。

(委員) 親権の調整や子どもの監護関連の事件は、裁判所で扱う件数が右肩上がりです、業務量も増えているのでしょうか。

(説明者) 離婚などの夫婦関係調整の事件は、少しずつ件数は伸びてきましたが、少子化の影響で、今は必ずしも右肩上がりではなく、横ばいになっています。しかし、そういう中で、子どもとの面会交流に関する事件はうなぎ登りで増加しています。

(委員) 調査官は、大分重たい案件を扱われることも多く、かなり精神的に負担の多い業務なのかなという印象です。調査官は、精神的なケアみたいなことは受けられているのでしょうか。

(説明者) セルフケアも行っていますが、チームで活動しているので、常に周りに仲間がおり、その仲間と相談しながら、一つの解決に持っていくスタイルで進めますので、必ずしも特定の個人が精神的負担を負うという仕組みではありません。

(委員長) 調査官の仕事は、争いの最中にいる当事者と面接したり、割と距離の近いところで活動するので、裁判官から見ても結構精神的に負担が重いところがあるかなと思います。けれども、そこは、調査官の間で仲間意識の下に協力し合ってうまくやっていると思います。

(委員) 調査官は1つの裁判所に何人位いるのですか。

(説明者) 前橋家裁を例に挙げると、ここ前橋本庁には11人おり、管内支部では、高崎に7人、太田に6人おります。

(委員長) 前橋家庭裁判所は、前橋の本庁の他に高崎、太田、桐生、沼田に支部があり、本庁と支部に分かれて業務をしておりますが、桐生支部には調査官が配置されていません。太田支部に配置されている調査官が桐生支部管内の仕事に当たっております。全国的に見てそういう態勢は珍しいことではなく、調査官は全ての家裁支部に配置されているわけではありません。

(委員) 非常に細かいところまで調査したり、関係者の皆さんと面接したりという大変なお仕事のように、先ほど業務量が今4倍になっているというお話もありました。質的にも、少年犯罪が凶悪化しているという面もあり、より高度な調査が求められているのかなと思います。そのあたりは実際以前と比べてどうなのでしょう。

(説明者) 少年事件の件数は、少子高齢化のためはかなり減少しております。ただ、先ほどここ1年の少年事件の傾向を見ていただきましたが、内容は従前の少年事件に比べてはるかに心理的なメカニズムがわかりにくくなっていたり、感情統制等のメカニズムが非常に難しくなっていたりで、調査が困難になっていることは間違いないと思います。

(委員) 調査官の採用が50名というのは26年度の話ですか。受験申込者数が767人ということだったんですけども、実際の受験者数と合格者数はわかりますか。

(説明者) 26年度の数値です。受験者数と合格者数については、平成27年度で見ると、申込者数が約890名、その内約650名が受験しているという状況です。合格者は、毎年だいたい50名位です。

(委員) 年齢制限は、院卒と学部卒も30歳までとなっているようですが、院卒の人なら、もう少し年齢制限を引き上げてあげてもいいのかなと

感じました。

(委員) 大体合格者は50名程度というお話ですが、国で定数を決めていて退職者の数だけ採用するという仕組みなんですか、それとも点数で切るとだいたいそのくらいの人数になるというものなんですか。

(説明者) 定員と直接関係するかはここではわかりませんが、採用者数は大体50から40台で推移しております。

(委員) 応募者の人数が徒に増えればいいのかという指標を設けるのは、どうなのかなと思います。私も以前人事で採用をやっていたのですが、単純に応募者が20倍、30倍に増えれば、いい人が来るかというところじゃなくて、面接は化かし合いのようなところありますから、採用する側がいかにきちんとしたプログラムを設けて、面接の中で本質についてその人のいいところを見つけて採るというノウハウが今は問われています。今の学生さんは大学からキャリアシートを50も100も出せと言われていて、じゃ今日は調査官、明日は別のところというようにがんがん受けていて、目的意識が本当に見せかけみたいな非常に希薄な状態になっています。ですから、本当にやりたいという人に来てもらって、その中でいい面接をして、人間の本質を見た上でやってもらうということを考えるのも重要だと思います。

(説明者) おっしゃるとおり、受験者数だけ増やせばいいとは我々も思っておりません。ただ、まずは調査官という職種を知っていただくことが大切かなと考えています。

(委員長) 調査官という職種についてのPRは不足気味でしょうか。

(委員) 私はそのような印象です。一般の方だと、調査官は、どういう仕事をしているのでしょうかという反応どころか、そもそも調査官の存在すら知らないという方が多いのではないかと思います。実際に家事事件も少年事件も調査官が非常に深く関与されていまして、裁判所の判

断に調査官の意見が強く反映される場合もあるとお聞きしています。そういう意味で、調査官が裁判所で活躍されているということを広く国民の方に、県民の方に知っていただくというのはとても大切なことではないかと思います。先ほどリクルートで業務説明会を実施されたという話がございました。裁判所も様々な形で裁判所の業務を県民の方々に御紹介されていると思いますが、その中でぜひ調査官を強く意識したPR活動を御検討いただいていたいいんじゃないかなと思っております。私は、弁護士になりたての頃に、偶々弁護士会の中の少年法委員会という組織に所属して、調査官との間で勉強会のようなことを行っていて交流がありました。弁護士は、法律の勉強だけしかしてこなかったようなある意味「法律バカ」なのですが、そういうメンバーの中で、調査官が披露される人間科学的な知見や技法が非常に新鮮に映ったという経験がございます。そういう意味で、調査官は、交流でも研究会という形でもいいですが、様々な形でもっといろいろ発信されたらいいんじゃないかなという印象を持ちました。

(委員長) PRと言えば、過去に調査官が絡んだテレビドラマがいろいろあったと思うんですが、なかなか大勢の人の目に一斉に触れる機会はどうしても少ないんです。個別のPR活動を意識してやっていくのは大切だけど、もっとPR活動の範囲を拡大していてもいいんじゃないかと思っています。こつこつはやってはいますが、いま一つ成果が見られず、知名度が上がっていかないんです。元々とても地味な仕事だから難しいんでしょうが、社会の耳目を集める少年事件が最近日本のあちこちで起きている中で、調査官が重要な役割を果たしているということがいま一つ外部に伝わらないんです。どうしても事件の残虐性だとか社会的な影響というものにみんなの目が集まってしまって、裁判所がどういうふうに関わっているのかというところまでなかなか目が

届いていない面があります。そういう状況だと、裁判所が少年について行った処分の内容について、一般の方にはなかなか理解が深まっていけないのかなと感じます。その辺りは皆様はどのように感じておられますか。最近は何か成人年齢の引下げ問題とか、残虐な事件が起きるたびにいろいろそういう言論も表れる中、家庭裁判所としてもそういうものを踏まえて裁判所の運営なり事件処理を考えていかなければならないと思っているので、お伺いしたいんですが。

(委員) 確かに、そういう事件では、報道が、多分にセンセーショナルになるくらいはありますから、その点は、報道機関としては常に留意しなければならないと考えています。しかし、組織の存在価値をアピールしたいとおっしゃっていますが、通常は、正しいことを粛々とされているときが一番目立たなくて、むしろミステークがあったときに世の中にその存在が知られるものだと思います。広く理解を得ることを本当に求められているのですが、きちんと折り目正しく粛々と業務を遂行されているのであれば、自らをネガティブに問う必要はなく、そんなに御懸念を持たれる必要はないのではないかと思います。

(委員) 最近、少年が関与した凶悪事件の報道があったと思いますが、例えば、発達障害というものは最近ここ10年ぐらいでよく聞くようになりましたが、以前は表に出てこなかったような障害なり症状なり、そういうものに対する研修なり研究を調査官の方々にはぜひしていただき、その上で、事件に関わっていただきたいと思います。その辺りはいかがでしょうか。

(説明者) 各庁で自庁研修の形で調査官の研修を組んでいます。そこでは、例えば外部から先生方をお招きして、最新の行動科学の知見等について学習する機会を持っております。元々自己研さん、相互研さんを内部で積んでいくシステムというか、風土がございますので、最新の知見

等は取り入れていくように日々積み重ねをしております。それから、裁判所職員総合研修所では、各グレードなり年代に合わせて中央研修を組んでいまして、そういう専門性向上のための研修体制を充実させています。

(委員) 先ほどのお話で、調査官の2年間の養成研修は、諸外国と比べても非常に充実しているというお話がありましたが、どの辺に重きを置かれて養成研修が実施されているのか、もう少し教えてください。

(説明者) まず、施設については、諸外国の司法関係の研修所と比較して充実しております。例えば、面接技法のトレーニングにおいては、ワンウェイミラーで面接の様子を観察しながらとか、ビデオに撮ってモニターで見て、自分の面接がどんなふうになっているのかを振り返りながら学習する、スキルアップを図っていくための部屋が幾つも用意されています。ソフト面でも、法律関係や関係科学の分野で著名な先生方を外部講師として研修所に招き、知見の付与等を行ってもらっています。そういう意味で、カリキュラムの面でも、設備の面でも、かなり充実しているということは間違いありません。

(委員) 先ほどの説明では、26年度の採用において、約75パーセントが女性だったというお話がありました。女性に偏って採用するということが、特段組織の課題か何かになっているのでしょうか。

(説明者) まず、社会福祉等の分野が試験の中心になるので、文学部とか教育学部とか、そもそも女性の多い学部が受験者の給源になるわけです。法学部からの受験者はいますが、最近法学部も女性の割合が増えてきているため、20年ぐらい前から受験者は女性中心という時代が続いております。我々が採用された時代は、男女比が今と逆で、年間50人の採用なら40人ぐらいが男性で、10人が女性だったという印象です。しかし、ここ十数年は完全にその数が逆転しています。調査

官は専門性の高い職種ですから、志が高く、優秀な女性層が受験してきますので、そういう方たちがそのまま合格する率が高まっているというのが現状です。

(委員) そういう偏りは課題で生じたということでないのであれば、女性がこんなに活躍していますよというロールモデルを紹介するような形でPRすれば、女性活躍推進の追い風の中で、もっと受験者が増えてくるのではないかなと感じます。

(説明者) ただ、先ほど紹介にありましたが、転勤の問題も受験者数減少に結構関わっていると思います。基本的に全国異動の職種なので、私自身も北九州から北海道まで異動を経験しております。そういう異動の施策等がどう学生の皆さんたちに映るのかという点も、減少要因の一つとしてやはり考えていかなければならないと思います。

(委員) というと、男女で勤続年数の差が現状であるのでしょうか。やはり女性が全国異動が大変で辞めていくという実態があるんですか。

(説明者) いや、それはないと思います。

(委員) 勤続年数の差はほぼ同じだということですか。

(説明者) そうです。

(委員) 本日は、受験率を上げたい、採用数を増やしたいというテーマのようですが、参考になるかは別として、警察官の採用試験の現状について、少しお話をさせていただきます。まず、情勢的には大量退職の問題が前提にあります。これは、昭和40年代、安保闘争の時期は毎年数千人の警察官の定数増加がありまして、その時期に採用した人たちが今一気に辞めていっている状況が数年続いております。また、ここ数年の治安の悪化から、今でも増員が続いていて定数は増えていきます。そうした中、少子化で受験者は減っていて、他方、刑務官等の競合する公務員の採用も活発になっています。警察の場合は、公務員志

向の延長で受けるような方には、警察は厳しいんじゃないかというイメージを持たれて避けられる傾向があります。しかし、受験倍率は、23年は9.8倍、24年度は7.6倍、25年度は10.5倍、昨年度は9.7倍という数値でありまして、申込者数自体は減少しているものの受験率自体はほぼ10倍で横ばいを保っています。では、どんなことを施策としてやっているかと言いますと、まず、インターネットを活用しています。裁判所もやっておられるかと思いますが、県警のホームページ、民間の就職、転職サイト、こういったウェブサイトで宣伝をしています。それから、説明会を実施しております。よく合同の企業説明会というものがありますが、そういったところにも参加しております。それから、学校が催している説明会がありますが、大学等へこちらから出向いて、学生を集めてもらった上で説明を行っています。他に広報媒体というと、ポスターや懸垂幕などが考えられますが、例えば、バス、電車の車内にポスターを出しています。公共機関は、割と無償でポスター掲示を認めてくれるので、それを活用しています。あとは、警察学校を開放して、オープンキャンパスみたいな企画を年に数回やったり、女性専用の「女子ラボ」というものを開いたりしてイベントを活用しております。それから、若手警察官の中からいわゆるリクルーターを指名して、彼らをそれぞれの出身学校へ行かせて、学生を集めてチューターとして説明を行わせています。加えて、昨年からは、採用試験を2次試験から3次試験まで増やして、個人面接に加えて集団面接を行うようにしました。この集団面接は、より適格性のある人間を見抜きたいという趣旨で始めました。

(委員) 集団面接はやり方次第だと思います。非常によくしゃべる人が1人いると、その人にかき乱されてしまって、他の人がしゃべる機会がなくなってしまうというところもあって、ケース・バイ・ケースだと

思います。でも、群馬県警さんが取り入れたように、いろんな側面を見ることができるという感じはします。

(委員) 調査官の採用は、おそらく全国的な制度としてやっているのでしょうから、そういった制度上の限界の中で、各家裁においていろいろ努力しながらこういう取組をされているのは立派なことだと思います。ただ、医師、看護師といった医療の分野、それから介護職員、保育士といった福祉の分野まであらゆる分野で人材が不足しています。片やそれを充足するための新規の学卒者は半分にまで落ち込んでいて、最盛期は群馬県で3万人位いましたが今はその半分で、それをとり合っている状態なんですね。例えば、医師の場合、医学部の定員は増えているので、言い方は悪いですが、質の低下が危惧される傾向にあるんです。いかにいい人材を採用するかというのは、本当にそれぞれの分野で競争になっています。本日のお話を聞いて、やはり裁判所でもそういう状況なのかと正直思いました。例えば、先ほど少年事件における調査官の業務の説明で出てきた発達障害の話ですが、群馬県は、まだ民間の人間が発達障害を抱えているお子さんの家庭に入って行って支援するというような態勢がなく、最近行政がようやく動き出して、県の発達障害者支援センターが、高崎、伊勢崎、前橋などで取り組み始めたという状況です。そのために、今人材育成を一生懸命にやっているところなんですけど、ぜひそういう地域の状況とコミットするような時間を取っていただければ、多少なりとも関連した業務で、お役に立てるようなことがあるかなと感じております。

(委員) 調査官の仕事は地味だという話もありましたが、本当に大変なお仕事なんだろうなと感じています。他面、やりがいを非常に感じる部分があるんじゃないかと思います。先ほど取り組まれているPR活動の説明において、大学に訪問して先生にお会いしているという話

がりましたが、もっと学生にPRをしてほしいなと思いました。本日は調査官が説明者にいらっしゃいますから、せっかくなので、どういところが調査官のやりがいなのかをそれぞれお聞かせください。

(説明者) 私は少年事件について話をさせていただきます。少年やその保護者と1対1で会うという場面で、非常にネガティブな感情に触れる機会も多いですが、その少年が更生に向けて歩いていくシーンが見られて、非行のメカニズムを解明していけるというところが、調査官のやりがいだと強く感じています。私だけではなく、調査官に対して、この仕事が好きかと聞いたなら、ほとんど全員が好きだと答えるんじゃないかと思います。

(説明者) 私は家事事件については話をさせていただきます。先ほど面会交流を巡るトラブルが最近多いというお話をさせていただきましたが、調停事件では、調停を始めると、まずとにかく別れて暮らしている子どもに合わせろという話になって、そこから全く話が進まないというケースがあります。そういうときに、児童室で子どもと何年かぶりに面会してもらおうと、次回の調停で一気に話が進むなんていうこともかなりあります。実際に面会を実施するときは、トラブルがないように非常に神経を使いますが、結果的に調停で話が進んだということにつながりますと、やりがいを感じます。

(説明者) 家裁に持ち込まれる事件の少年や保護者、関係者の方たちは、やはり暮らしにくさとか生きにくさを抱えている人たちばかりなんですけど、そういう人たちが、私たちが関わることで、今日よりも明日、明日よりも明後日というように、少しでも暮らしやすく、生きやすく変わっていき、そういうことが一つ一つ積み重なっていくと、社会全体がよくなっていくことにつながると思います。だから、我々の仕事はそういう社会貢献も果たしているんだというところに、非常にやりがいを

感じています。

(委員長) これは、私の裁判官としての感想ですが、やはり調査官というのは非常に人間の好きな方ばかりなんです。いろいろネガティブな対応をされる関係者も多くて大変苦勞も多いんですが、それでもなお皆さん調査官の仕事が続けていて、辞める人はほとんどいないわけです。嫌になることもたくさんあるかと思いますが、やはり人との関わり方というところに仕事の醍醐味があるのではないかと思います。うまくいくときもいかないときもあるけれど、少しでもいい人生を送ってほしいという強い気持ちが調査官にはあると思います。調査官はそれがないとやっていけない仕事でもあると思います。裁判官から見ていて、裁判官ではとても聞き出せないような話を調査官はちゃんと聞き出してくれます。事件の関係者は心を閉ざしている方が多いのですが、そういう人たちが心を開いていろいろ話をしてくれるんです。最近調停をやっていて思うんですが、家庭裁判所に問題を持ち込まれる方というのは、家庭内で孤立している、人間関係がうまくいかない、大人も子どももいろんな意味で非常に孤独を抱えている方が多いです。どういうふうに他者と関わっていったらいいかよくわかっていないというケースも多いです。その中で、調査官が関わる過程で、何か1つ自分はどういうふうにやっていったらうまくいくんじゃないかという道を見出していける場合もあると思います。そういう思いから、日本のためにも、調査官が人材不足にならないようにと願っています。

(委員) 調停委員をしておりますと、調停の場で行き詰まってしまったときに調査官に調停に入っていただき、調査をしていただくことがありますが、調査の後調停が進むということが実際にあります。少年事件においても、群馬少年友の会というボランティア団体を通して少年審判などに立ち会うことがありますが、そういう場で調査官の言葉で少年

が更生し，立ち直っていく姿を見ることがあります。本当に調査官には日々感謝しております。

(委員長) 本日は皆様から大変貴重な御意見をいただきました。家庭裁判所としては，非常に心強く，今後の採用活動に邁進していこうというエネルギーをいただきました。本当にありがとうございました。

以 上